

一般事業主行動計画（第1期）

平成23年2月1日～平成27年3月31日までの5年間

（延長にて平成28年1月31日まで）

1）計画

目標：子どもが生まれた際の父親の特別休暇促進（周知）を図る。

男性の子育ての参加応援の為、配偶者の出産時中の休暇を現在特別休暇を設けているが、過去の取得状況を調査し、この日数について検討を行う。

検討を踏まえ、詳細を決定し規程の変更をする。また、同休暇を職員に周知し、取得の促進する。